

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 12

## 在職中に受け取れる年金額は？

2010 November  
NO.389

- 高齢厚生年金などの受給者の皆様へ
- メールマガジン配信サービスのご案内
- 年金セミナー・健康管理講座を開催しました



「葉ぼたん」(撮影・水戸植物園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

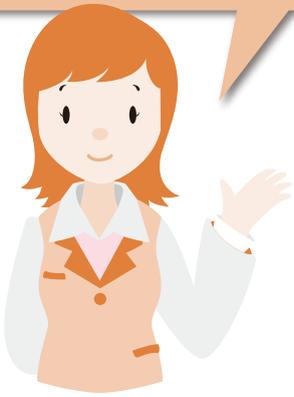
# 在職中に受け取れる年金額は？

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方(昭和12年4月2日以降に生まれた方)が厚生年金保険の適用のある事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。これを在職老齢年金といいます。その場合受け取れる年金額はいくらになるのでしょうか。支給停止になる額は次の計算式で計算されますので、年金額の基本月額と総報酬月額相当額を出してから計算してみましょう。

## 65歳未満の方の調整方法

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合、年金の全額が支給されますが、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超える場合は、年金額の一部または全部が支給停止となります。

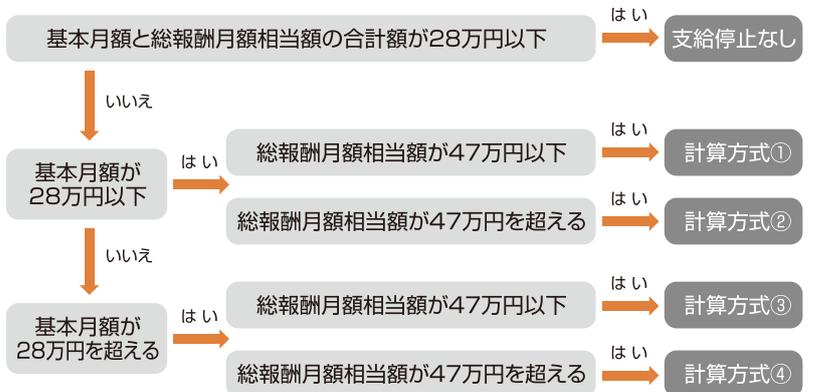
ハローワークから支払われる高年齢雇用継続給付金は、この計算式とは別に支給停止額が計算されます。



## 支給停止額の計算方法

$$\text{基本月額} = \frac{\text{老齢厚生年金 (加給年金額を除く)}}{12}$$

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{その月の標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$



|       |  |
|-------|--|
| 計算方式① | $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2$                             |
| 計算方式② | $(47\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \div 2 + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}$ |
| 計算方式③ | $\text{総報酬月額相当額} \div 2$   |
| 計算方式④ | $47\text{万円} \div 2 + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}$                               |

※厚生年金基金の加入時期がある方の基本月額は、厚生年金基金が支給する代行部分を含んだ金額となります。  
 ※支給停止額が基本月額を超えるときは、加給年金額も全額が支給停止されます。

## 65歳以上の方の調整方法

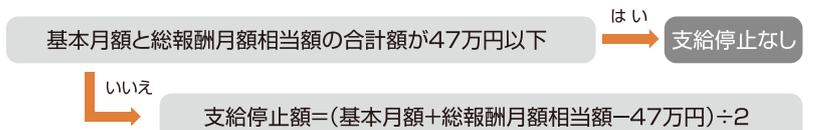
65歳以上の方の場合は、基本月額(加給年金額・経過的加算を除いて12等分した額)と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下の場合、年金の全額が支給されますが、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超える場合は、その越えた額の2分の1が支給停止されます。

## 支給停止額の計算方法

$$\text{基本月額} = \frac{\text{老齢厚生年金 (加給年金額・経過的加算を除く)}}{12}$$

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{その月の標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$$

※総報酬月額相当額は、65歳未満の方の調整方法による例示と同様の計算方式で算出します。



※厚生年金基金の加入時期がある方の基本月額は、厚生年金基金が支給する代行部分を含んだ金額となります。  
 ※支給停止額が基本月額を超えるときは、加給年金額も全額が支給停止されます。  
 ※老齢基礎年金や経過的加算は、全額支給されます。

## 老齢厚生年金などの受給者の皆さまへ

# 1月中旬に源泉徴収票をお送りします

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金(以下、「老齢給付」といいます。)は、所得税法上「雑所得」として課税の対象となります。

日本年金機構では、所得税が老齢給付から源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢給付を受けている受給者に「公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を送付しています。

### 所得税の確定申告について

年金のみの所得で源泉徴収される方は、原則、所得税の確定申告をする必要はありませんが、2つ以上の年金を受けている方、年金以外に給与等の所得がある方などは確定申告が必要となります。

また、次のいずれかに該当する方は、確定申告により税金が還付される場合があります。

- ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受けようとする方
- ・ 扶養親族等申告書を提出していない方
- ・ 扶養親族等申告書の提出後に扶養親族が増えた方

### 源泉徴収票の再交付

源泉徴収票を紛失したときは、ねんきんダイヤル\*または最寄りの年金事務所で再交付申請を行ってください。

### 亡くなられた方の源泉徴収票について

亡くなられた年金受給者の源泉徴収票については、後日、死亡届提出者あてに、準確定申告用源泉徴収票が送付されることとなります。

なお、送付時期は、死亡届提出後、2~3ヵ月後となります。

(注)死亡届提出者の続柄が「その他」の場合、送付されませんので、ねんきんダイヤルまたは最寄りの年金事務所にご相談下さい。

※ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

IP 電話・PHS 03-6700-1165

## 国民年金保険料を納めている方

### 確定申告の時には国民年金保険料の支払いを証明する書類が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告しましょう。

国民年金保険料の支払いについて社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。

確定申告の際には、保険料を納めたときに交付される領収書や、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。

平成22年1月1日から平成22年9月30日時点で、国民年金保険料の納付実績がある方

控除証明書は、11月に日本年金機構から送付されています。

平成22年10月1日から平成22年12月31日時点で、その年初めて国民年金保険料を納めた方

控除証明書は、平成23年2月上旬に順次日本年金機構から送付されます。

控除証明書に関するお問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

IP 電話の方 ☎03-6700-1130

平成22年11月1日~平成23年3月15日 平日8:30~17:15

※確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの住所地を管轄する税務署になります。

協会けんぽ茨城支部

# メールマガジン配信サービスのご案内

協会けんぽ茨城支部では、加入者の皆さまへの新たな情報発信として、平成22年8月よりメールマガジンの配信を開始しております。健康保険に関する最新情報や制度改正、給付申請の手続き、健診のご案内等、事業主・加入者の皆さまにとって有益な情報をお届けします。

パソコンのEメールアドレスをお持ちの方であれば、どなたでも無料でご利用いただけますので、ぜひこの機会にご登録をお願いします。

## ●登録から配信までの流れ●



登録につきましては、協会けんぽ茨城支部のホームページからお手続きください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,45846,79,640.html>

## 申請書は郵送でのご提出をお願いします

健康保険の給付、任意継続、健診の申請など協会けんぽで受付している申請書等は、すべて郵送で提出することができます。窓口での提出は時間帯によっては大変混み合うため、お客様をお待たせしてしまいます。**(特に4月の時期は大変混み合います。)**そのため、協会けんぽ茨城支部では、郵送での手続きを推進しています。

申請書等は、ホームページからダウンロードしていただけます。ホームページには記入例も掲載しておりますので、ぜひ参考にしてください。また、お電話いただければ、申請書等を郵送させていただきます。郵送による提出にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1500(代表)

協会けんぽ茨城支部

検索 

# 「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました



年金セミナー講師 齋藤 敬徳 先生

茨城県社会保険協会では、平成二十二年十二月五日・十六日・十八日の三日間、「ワークブラザ勝田」「土浦市民会館」「茨城県県西生涯学習センター」の三会場において、会員事業所の被保険者及びその配偶者百八十三名（水戸会場九十二名、土浦会場五十五名、下館会場三十六名）の参加を頂き「年金セミナー・健康管理講座」を開催いたしました。

このセミナーは、会員事業所に勤務され退職を間近に控えた五十八歳以上の被保険者及びその配偶者を対象に、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に社会保険協会の年金相談事業の一環として開催いたしております。



年金セミナー講師 森本 幸人 先生

「年金セミナー・健康管理講座」は年金セミナー講師として、齋藤敬徳先生（特定社会保険労務士）、森本幸人先生（ファイナンシャルプランナー）、健康管理講師に齋藤幸子先生（管理栄養士）を迎えて、退職後の年金と健康保険・健康管理について講演をいただきました。

セミナーに参加された皆様は、年金と医療・退職後の生きがい・健康管理等、講師の説明に熱心にメモをとりながら間近に迎える人生の節目のプラン設計に聴きいっておられました。



健康管理講師 齋藤 幸子 先生

この「年金セミナー・健康管理講座」は平成二十三年二月にも水戸市を会場にして今年度四回目の開催を予定いたしております。

生きがいをもった豊かな生活を送るためにも是非ご参加ください。



# 社会保険協会 契約保養所のご案内

社会保険協会では、会員事業所の被保険者や被扶養者の方向けに、契約保養所の宿泊利用料金の補助を行っております。

**補助金額 お一人様一泊につき 1,000円**  
(お一人様年間二泊までご利用できます)

**申込方法**

利用者は、直接契約保養所へ連絡し、宿泊利用日を予約後、「契約保養所利用申込書」を当協会へ提出してください。「契約保養所利用承認書」を当協会より交付しますので、必ず利用日当日に宿泊施設に提出してください。利用申込書は、当協会ホームページの契約保養施設案内からダウンロードするか、お電話にてご連絡ください。

財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階  
<http://www.ibashaho.or.jp> TEL:029-226-8005

## 久慈サンピア日立

〒319-1223 日立市みなと町6-1 <http://www.ks-hitachi.com>

☎0294-53-8000

●旬の味覚を盛り込んだ 忘・新年会特別宿泊パック

| すべて込み込みのお一人様          | 宿泊パックご利用条件  |
|-----------------------|---|
| 浜風パック(盛込み) ￥10,500    | ※利用期間<br>平成22年11月1日～平成23年2月28日<br>※10名様以上でご予約ください。<br>※休日前・金曜日・年末年始を除く。<br>※定員利用料金となります。<br>※定員減はお一人様¥500の割増しとなります。 |
| 潮波パック(盛込み) ￥11,500    |   |
| 夕風パック(盛込み) ￥12,500    |   |
| 彩海パック(会席) ￥13,000     |   |
| 鮫鯨鍋・海鮮鍋コースパック ￥11,500 |   |
| ふぐちりコースパック ￥14,000    |   |

- 4大特典**
- 1 無料送迎バス(10名様以上 要予約)
  - 2 1泊朝食付 ￥4,500
  - 3 カラオケ使用料サービス
  - 4 人工光明石展望風呂入浴料サービス(当日のみ)

|         |   |             |               |                   |         |
|---------|---|-------------|---------------|-------------------|---------|
| バスにてお迎え | 忘・新年会プラン<br>お食事(浜風/潮波/夕風/彩海・鮫鯨鍋/海鮮鍋・ふぐちりコース)サービス(カラオケ・宴会室料) | 飲み放題 ￥1,500 | 人工光明石温泉(当日のみ) | ご宿泊(1泊朝食付) ￥4,500 | バスにてお送り |
|---------|---|-------------|---------------|-------------------|---------|

◎詳細については、直接「久慈サンピア日立」にご確認下さい。



## 釜田「思い出浪漫館」

〒319-3523 久慈郡大子町袋田978 <http://www.roman-kan.jp>

☎0295-72-3111

●「温泉で忘・新年会!」 鍋道楽 忘・新年会宿泊プラン

| すべて込み込みのお一人様          | 宿泊パックご利用条件   |
|-----------------------|--|
| 滝川コース(月曜～木曜) ￥13,000  | ※利用期間<br>平成22年11月26日～平成23年3月31日<br>※8名様以上でご予約ください。<br>※12月の休前日(日曜・祝日前)は各コースとも¥1,000増しとなります。<br>※1月～3月の休前日(日曜・祝日前)は各コースとも¥2,000増しとなります。 |
| ※12月の金曜日 ￥15,000      |  |
| ※1月～3月の金曜日 ￥13,000    |  |
| 久慈川コース(月曜～木曜) ￥15,000 |  |
| ※12月の金曜日 ￥17,000      |  |
| ※1月～3月の金曜日 ￥15,000    |  |

**宿泊オプション**

☆二次会プラン(90分飲み放題) ※8名様以上でお申し込みください。

お一人様平日 **2,500円** 金曜日 **3,000円(税込)**

☆三次会プラン **お一人様 1,500円(税込)**

◎マイクロバス送迎については、お気軽にご相談下さい。  
◎遅宴会 20:00スタート、22:00終了 も行っております。  
◎詳細については、直接「思い出浪漫館」にご確認下さい。

